

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成26年12月25日（木）17:24～17:47
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 義本 博司 文部科学省大臣官房審議官（高等教育局）
里見 朋香 文部科学省高等教育局大学振興課長
豊岡 宏規 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課長
樋口 聡 文部科学省大臣官房総務課行政改革推進室長

<事務局>

- 富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 大学のガバナンス改革をさらに推進するための新たな仕組みの検討
 - 3 閉会
-

○藤原次長 それでは、続きまして、文科省においでいただいておりますが、また戻りまして成長戦略のフォローアップということになります。

成長戦略で大学のガバナンスの問題について触れてございまして、学校教育法等の改正が前の通常国会であったわけですが、さらに、書いてございますように、学長選考プロセス含めて、施行状況を見ながら各大学のさらなるガバナンス改革の取り組みをするために特区制度を活用する可能性を含めて検討するということになっています。総理からも前回の諮問会議で、制度的な課題があれば遅くとも年度内ということで指示をいただきましたので、本日、おいでいただきまして、検討状況についての御説明をいただく次第でございます。

○八田座長 どうも、お忙しいところ恐れ入ります。

それでは早速、御説明をお願いしたいと思います。

○義本審議官 よろしくお願いたします。高等教育担当審議官でございます。

藤原次長から今、お話がありましたように、学校教育法、国立大学法人法の一部改正する法律がさきの通常国会を通りまして、施行は来年4月からとなっておりますのでございます。

現在の検討状況でございますけれども、まずは、施行状況を踏まえつつ検討していくということがありますので、この法律の趣旨を徹底することがまずポイントでございますので、昨年去る8月29日に施行通知あるいは事務連絡を發出しまして、9月2日に全大学を対象にした説明会をし、各大学や団体からの求めに応じた個別相談等の対応を実施するとともに、今月の12月8日付で各大学の内部規則等の総点検・見直しの進捗状況について調査を実施するというので、別刷りの配付資料に書いていますとおりでございますけれども、この進捗状況調査については1月に取りまとめを予定しているところでございます。

また、今後につきましては、大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議というのがございまして、この中で国立大学法人の組織及び運営に関する制度についての検討をするとともに、各大学の内部規則の総点検・見直しの結果について、27年4月末に調査を実施するところでございます。

このような施行に向けましての取り組みをしっかりとやらせていただきまして、その施行の状況を踏まえながら、今、申し上げましたように検討会議の中で成長戦略に書かれた事項についても引き続き検討させていただくことになろうかと思っています。

具体的に、各大学からの要望等があるかどうかということも踏まえまして、私どもとしてはしっかりと検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、基本的に今度の施行日に向けてやっているけれども、実際、施行されてからいろいろ問題点が出てくるだろうというお話ですか。

○義本審議官 問題点というか、成長戦略のたてつけも改正の施行状況等を踏まえながら、いろんな課題があるとか、あるいは具体的に戦略特区を可とするとなると、地元ないし大学からの要望等があるかどうかなども含めた上で検討させていただくことなのかと思っております。

○八田座長 では、八代さんから何かありますか。

まず、事務局からはありますか。

○藤原次長 学長選考プロセスの改革を前回、こういった形で通常国会で行っていただいたのか。かつ、残された課題のような議論があるかどうかとか、そのあたりをもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○豊岡課長 国立大学法人支援課長でございます。

さきの通常国会で学校教育法と国立大学法人法を改正いたしまして、学校教育法の部分

は公立、私立、国立全部含めて適応があるわけですが、今、御指摘のあった学長の選考に関しましては、国立大学法人に関する改正でございました。

現在の仕組みは、学長選考会議が学長を選定して、その申し出に基づいて文部科学大臣が学長を任命するというプロセスでございますけれども、その学長選考会議の構成につきましては、学内、学外からそれぞれ法律の定めに従って選考会議の委員が選出されておりました、そちらのほうで検討して選ぶということでございます。

法改正の内容でございますけれども、やはり学長がリーダーシップを持ってしっかりガバナンスをしていくという全体の中で、しかるべきふさわしい学長を選んでいただくことが大事だということで、学長の定めについて国立大学法人法に今のような定めがございますことから、法改正があったわけでございます。

その内容は、まず、学長選考会議が主体性を持ち、また、透明性を持ってふさわしい方を選んでいただく必要があるということで、学長選考会議があらかじめ望ましい学長像といった形で、どういう学長がふさわしいと考えるかということを策定いただき、これをオープンにさせていただくということでございます。

また、そのプロセスにつきましても、選考会議が人選を行った後にその方をどのようなプロセスで選んだか、また、その方がどういう理由でふさわしいと考えたかということを公表していただく。今まではそのような規定がなかったわけですが、そういったものが入ってくるということでございます。

法の施行は来年の4月1日でございますけれども、この間に幾つか既に学長選考が行われた大学もありますが、可能な限りこういった改正法の趣旨を踏まえた見直しも前倒してやっていたりもしてございます。

実際には、法律の施行日に合わせまして、今、申し上げた学長選考の仕組みもそうでございますけれども、そのほかの部分も含めてもろもろの制度改正を今回、やっておくことになっており、端的に申し上げますと、国公私共通では教授会与学長との関係を明確化したということがございますし、学長を補佐する体制を整備するということで、副学長の職務規定をそれにふさわしいものに見直したということがございます。

国立大学の関係は、今、申し上げた学長選考会議の透明性と、あるいは説明責任の明確化ということが1つ。それから、外部の方の参画を得て経営について学長を補佐する経営協議会という協議会がございますけれども、従来、外部の方が2分の1以上ということでございました。2分の1も許容されていたのですが、改正法では過半数とするということで、外部の人を2分の1を超えて過半数入っていただくということです。それから、教育研究評議会、これは学内者で構成される、おもに教学面について御議論いただく機関でございますが、これについては先ほど申し上げました、副学長の規定が見直されたことに伴いまして、副学長をメンバーに入れていただく。そういうものが全体像でございます。

今、審議官が申し上げましたように、各大学におきまして、この改正法を具体化するためには学内規則を変えていただかないといけないということで、今、学内規則の整備をし

ていただいているということでございます。

先ほど申し上げましたように、既に法の趣旨を踏まえて先取りしてやっているような例もございますが、あくまで4月1日施行ということでございますので、その準備を鋭意進めていただいているというのが現状でございます。

もう1点補足させていただきますと、改正の法律の附則の中に、これは国立大学に関してでございますけれども、法律の施行後に改正後の法律の施行の状況とか、あるいは国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえて、法人化して10年たちますので、そういうことも勘案して制度に関する国立大学法人の組織運営に関する制度に関して検討を加えて、必要があれば措置を講じるということがございますので、そういった4月以降の取り組み状況なども勘案した上で、必要な制度改正を行っていくという考えでございます。

現在、先ほど審議官から申し上げましたような検討会議、有識者会議を設けて、今後、そこで御議論いただきますけれども、まだ法が施行されておらないということがございまして、当面、どういう検討課題があるという検証をその検討会議で一方でしていただきながら、また施行後は施行の状況を見ながら必要な制度改正があるということであれば措置していこうということが現在の状況でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

今、経営協議会の外部メンバーが過半数というお話があったのですが、学長選考会議のメンバーについては特に改革はないのですね。

○豊岡課長 学長選考会議の構成については今回の法改正の対象にはなっておりません、むしろ学長選考会議の主体性、選考の透明性を確保するための先ほど申し上げた改正が行われているということでございます。

○八田座長 よく内部の人が多いとその分現状維持的になるから、外部の人を選考会議に入れろという話はあるけれども、それは話だけで、実際には制度化されなかったということですね。

○豊岡課長 そのような議論も検討途中でございましたけれども、前回の改正におきましては、まずは学長選考会議自体の主体性、選考の透明性が大事だということで、そのような措置になったということでございます。

○八田座長 わかりました。

どうぞ。

○八代委員 学長選考会議のプロセスを公表ということですが、公表の仕方というのは何かあるのですか。インターネットに載せるとか。そうしないと外部の人はなかなか見られない。

○豊岡課長 公表の仕方はいろんな形があるかと思いますが、例えばおっしゃったような、ホームページに載せることでオープンにするといったことが考えられると思います。

○八代委員 問題はそれがどれだけ透明性があるかというのは誰が判断するか。つまり、非常に形式的に書けば済むわけですね。これだけ会議して、こうやってこうなりますと。

それだけだとなぜこの人が選ばれたかという、特にミッションとの関係で大体どこもそんなに詳しく説明しませんから、それをチェックする仕組みが透明でないと、結果的に絵に描いた餅になってしまうのですが、そこはどう考えておられるのですか。

○豊岡課長　そこは各大学の学長選考会議において、まずは御議論をいただき、どのような形にしていくかということだと思いますけれども、各大学によってそれぞれ考え方はまちまちかも知れないわけですが、法の趣旨は今、申し上げたようなことですので、私どもはその趣旨を生かした形でやっていただけるようお願いをしているということでございます。

○八代委員　結局、せっかくそういう法律をつくっても、最後に各大学に任せるとなると、単にこの会議でこう決まったからこうなったで終わる危険性があるのでは。1つの考え方としてはどこか先進的な大学がやったことをモデルケースとしてお示するというか、なぜこういうきちとした理由が出せないのかというのを逆に各大学に聞くというか、全くあなた任せだと、公表したということを数行でも済むわけですね。だから、実質的な効果を期待するならそこまでやらないと難しいかなと思うのです。

○八田座長　私学に関してどうお考えかということなのです。私学の学長と理事長との関係は、対立、役割分担、従属など、様々な形態があると思うのです。その関係は、大学が何でも自由に決めていいという考え方も1つあると思うのです。そのかわり、その場合には受験者や何かに徹底的に情報開示して、ここの理事長と学長はこういう関係になっていますということまで情報公開しなければまずいと思います。一方、そういう情報開示を義務づける以上のある程度の縛りは必要であるという考えもあります。例えば、全ての大学において学長を理事長からある程度権限を独立させることを義務づけて、アカデミックなことに関しては自由にできるようにしてあげるといことも考え方としてはあり得ると思います。私学の大学ガバナンスに関してはどのようにお考えでしょうか。

○里見課長　大学振興課長でございます。

まず、私立大学の私立学校法と、法人と、学校教育法との関係については、基本的には今回の法律の改正では扱わないことにいたしましたので、あとはガバナンス改革は全体の話でありますので、むしろ法人と大学との関係でもう一度どちらが大学の業務でどちらが法人の業務なのかということを中心にきちんと整理した上で、今度は大学の中のガバナンスを教授会との関係で整理してくださいと、こういう説明を私立大学に対してはしております、それを踏まえて今、まさに私立大学においても内部規則、整理が必要だとお考えのところはそれぞれ順次改正の手続に入っておられると承知をしております。

○八田座長　これは文科省のほうから私立大学のガバナンスに関して政策的にどういう対応をなさるかというのは、法律を改正するかということではないというわけですね。

○里見課長　あくまで建学の精神がございますし、法律の今のたてつけでは法人が大学を設置するという形になっておりますので、まずは法人の側がどのような方針を大学に示すのか。それを踏まえて大学はその中のガバナンスをどう確立するのかと、こういう整理で

それぞれ一つ一つ大学のあり方があってよいという前提で考えさせていただいています。

○八田座長 そうすると、何らかの情報公開を強制するという必要ですね。自由にやってもいいけれども、状況はちゃんと知らせろというプロセスはどうもガバナンス強化のためには必要な気がするのですが、そこはどうでしょう。

○里見課長 これも義務的にやるべきかどうかということはありませんけれども、私立大学においても例えば学長の選考においてはきちんと建学の精神を踏まえて、求めるべき学長像を具体化して、そういったものをきちんと確認した上で決定するということが重要であるということを施行通知でも示させていただいていますので、こういう一つ一つのことを私立大学それぞれが確認していただいて、私立大学として我々はこういうガバナンスとさせていただいていますということを説明できるような責任のある対応をお願いしたいと思っております。

○八田座長 でも、受験者のほうから見ると、そこら辺が暗黒状態になっているところがわからないというのはちょっと不便ですね。

○義本審議官 別途大学の教育情報ですとかカリキュラムとか、あるいはどんな形での成績の基準とかについては、たてつけとしましては省令で一定の事項についての情報公開を国公私全てで義務づけております。

もう一つは、できれば26年度から稼働しようということでございますけれども、私学事業団が中心になりまして、大学のポートレートというのを設置させていただきまして、これはアメリカ等の大学でも出しておりますが、情報を1つのウェブに載せまして、その中でいろんな教学の情報ですとか、財務情報もあると思いますけれども、公開するという形で、それは見る形にさせていただきますので、単純に学内だけの話ではなくて、外に対しても受験生も含めて見る形にしようということで、これからでございますが、取り組みをしているところでございます。

○八代委員 タイムスパンはどれぐらいで、いつごろできる予定ですか。

○義本審議官 26年度から稼働しようということです。

○八田座長 特区で具体的提案が出ているわけではないから、私は深掘りしませんけれども、先ほどのコースとかに関して情報公開を義務づけるというのは大変いいことだと思っておりますが、それが正しい情報かどうかということをチェックするのは文科省の役割だと思うし、大変なお金もかかるし人手もかかると思います。その辺の体制は持っていただけるのでしょうか。

○義本審議官 まずは、行政のほうで追っていくことについては、なかなか限界もございますので、そこは保護者あるいは関係者の目に触れることによって間違った情報を正していくというのは1つあると思います。

一方、いろんな形での、例えば設置認可ですとか認証評価の中において、いろんな問題が生じてくれば、その大学に対しては個別に出している情報ですとか、あるいは場合によっては大学のほうに調査に入りまして指導するというのもしていただいているところでござ

います。

○八田座長 私は正しい情報が提供されているかどうかを担保するというのは役所の非常に大きな役割だと思うけれども、今、おっしゃったのは、基本的には認証機関とかそういうところに間接的にチェックしてもらいたいということですね。

わかりました。私のほうはそれだけです。

○藤原次長 細かい点で大変恐縮なのですが、政府決定では各大学のさらなるガバナンス改革の取り組みを後押しすることになっています。既にきょういただいた資料の中にも総点検・見直しを実施するというので、当然、調査結果がきちんとまた出てくると思うのですが、今、文科省さんとして検討されているような、さらなるガバナンス改革項目のようなものはございますか。少しでも例示をいただくような話があれば、議論が歩を進むのではないかと思います。そういった想定できるような話というのは何かございますでしょうか。

先ほど、学長選考の話も先生からも一言ございました。例えば何かこういったことが共通の大学のテーマとして出てくるのではないかと、論点としてはあり得るのではないかと、そういった想定があればということなのですが。

○豊岡課長 今後、国立大学に関しましては、先ほど申し上げましたように、法律の附則での見直し要請を受けてございますので、これは法律の施行後の状況を見ながらということではございますけれども、しっかりと検証しまして、こういうことが必要ではないかということがありますれば、しっかりやっっていこうと思っております。

現時点でこれがということが今、具体的にあるわけではございませんので、有識者会議の御意見も踏まえながら、制度面も含めてしっかり対応できるように、これから引き続き検証していきたいと思っております。

○藤原次長 今、全く想定できないということですか。

○豊岡課長 現在は改正法が施行されていないということもございまして、それを踏まえた上で検討をしていく必要があるのだろうと思っております。

○八田座長 どうぞ。

○義本審議官 もちろん、改正事項としては先ほど課長が申しましたように、選考プロセスの透明化を図るとか、説明責任を発揮していくとか、あるいは学校教育法の改正では教授会の権限あるいはあり方についての見直しをしていますから、その状況がどうなのかということについて検証する中においては課題が出てくるかもしれません。その中で幅広く検討していきたいということだと思っております。

○八田座長 これは特に私学の場合に教授会と学長との関係などというのは今までの伝統でいろいろと来たときに、学長が新しい法律ではこうなのだということを言って、本当にたたかれるのかどうかという、その辺微妙なところがありますね。そこら辺に関する支援も法律の精神にのっとった支援というのがあるといいと思いますね。

○義本審議官 それは施行通知を出す中、あるいは説明会もそうですけれども、基本的に

は最終決定権は学長にあって、協議会自身は基本的にあくまでも審議して意見を述べる期間でございますから、それを超えるような権限の規定の仕方が内部規則の中にあるかどうか。それはしっかりチェックしていただいて、誤りがあれば法律違反でございますから、そこは正していただくような形で通知あるいは説明会を通じて指導させていただきたいところでございます。

○八田座長 わかりました。

どうも、お忙しいところ、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。